

国立劇場の再整備に係る整備計画（概要）

令和4年12月一部改定

文部科学副大臣のもと、関係省庁（※）によるプロジェクトチーム（PT）において、令和2年7月に策定した「国立劇場の再整備に係る整備計画」について、その後の進捗を踏まえ、一部改定を実施。

※文科省、文化庁、内閣官房、国土交通省、日本芸術文化振興会（国立劇場）

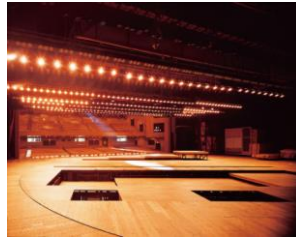
機能強化等の方向性：（1）伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化、（2）文化観光拠点としての機能強化、（3）周辺地域との調和等

◆国立劇場のスペック

- ・伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点として、国内外の人々の交流を生み出す文化観光拠点となるように整備を行う。
- ・施設のデザインには、木材活用等により和を感じさせるなど「日本らしさ」を取り入れ、風格・品格を備えた施設とする。
- ・感染症への対策など集客施設としての対応を充実するとともに、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場するすべての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導入する。

（1）伝統芸能の魅力を適切に表現できる舞台設備

舞台間口及び奥行きを拡張、花道及び文楽舟底の自動化、電動巻上式吊物機構の導入、各劇場楽屋の狭さの解消、大道具関連施設の拡充と防音対策、稽古場の狭さの解消及び防音・防振対策、可変式プロセニアム・アーチの導入等



（2）人材養成に係る機能強化

研修機能の集約、諸室・スペースの拡充、研修室の防音・防振対策等

（3）展示機能の充実と普及・発信機能の強化

観劇を目的としない人々も利用できるグランド・ロビーの新設、体験型展示施設の拡充、舞台裏を見学できるツアー動線の新設、短時間で観劇体験ができるイベントスペースの新設、ICTの活用等による新たな鑑賞環境の創出に向けた機能強化等



（4）レストラン、カフェ、ショップの整備

観劇を目的としない人々も利用できるレストラン・ショップ等をグランド・ロビーに接して配置し、これらの魅力向上等を図る。

◆民間収益施設の導入の考え方、PFI事業スキーム

（1）民間収益施設の導入の考え方

施設整備及び維持管理・運営を一体でPFI事業に位置付けたうえで、PFI事業の付帯事業として定期借地権等を活用した民間収益施設の設置を前提に進め、文化観光に資するホテルに加え、事務所、レストランやカフェ、売店等を想定する。

（2）PFI事業の業務範囲

施設整備業務のほか、建築物及び一般的な設備機械の維持管理業務や劇場運営業務の一部（公演の本体業務及びその付随業務以外）を含め、BTO方式・サービス購入型を前提に進める。

（3）コスト、PFI事業の事業期間

PFI事業費の平準化による年度負担額の抑制及び民間事業者のリスク負担軽減とのバランス等について引き続き検討を進めるとともに、マーケットサウンディングの結果や市場の動向等を踏まえて事業期間を設定。

◆今後の進め方

- ・具体的な舞台・諸室の機能について、日本芸術文化振興会は文化庁と連携し、実演家や芸術団体等多方面にわたる関係者の意見を聞きながら調整する。
- ・劇場部分の面積については、地下駐車場等を除き概ね50,000㎡とする。
- ・民間収益施設を含めた施設計画については、関係機関と引き続き調整・協議を進める。
- ・近接する隼町換気所の配置・景観及び永田町駅・半蔵門駅からのアプローチの改善・景観整備について、関係機関等と協議を進める。

◆スケジュール

再整備後の再開場時期は、令和11年度末を目指す。本整備計画は、今後の検討状況を踏まえ、必要に応じ改定を行う。

令和3年度	実施方針概略の策定、実施方針の公表、特定事業の選定・公表
令和4年度	入札手続き
令和5年度	契約締結
令和5年11月～	現国立劇場施設の休館
令和11年度末	再開場